

申告所得税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限 の延長対応について

国税庁より令和元年分の所得税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限が令和2年4月16日(木)まで延長されることが発表されました。

東村山青色申告会では予定通り(～3月12日まで予約制・3月13日～3月16日まではフリー)面談を実施致します。なお、予約をキャンセルされる方はご連絡をお願い致します。

事務局では感染症の感染拡大防止の観点から、会員の皆様の健康と安全を考慮し、職員の手洗い、うがい、マスクの着用を励行しています。

来局を予定されている皆様におかれましても、手洗い、マスクのご持参(着用)などの感染予防をお願い致します。